

入札説明書

兵庫県動物愛護センター非正規職員用ノートパソコン（賃貸借）に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

- (1) 調達物品及び数量
兵庫県動物愛護センター非正規職員用ノートパソコン（賃貸借） 9 台
- (2) 調達物品の規格、品質、性能等
別添仕様書のとおり
- (3) 調達物品の条件等
別添仕様書のとおり
- (4) 契約期間
令和 7 年 7 月 1 日から令和10年 6 月30日まで
- (5) 納入場所
兵庫県動物愛護センター及び各支所（別添仕様書のとおり）

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることについて、契約担当者による確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者であること。

ただし、名簿に登録されていない者で、入札参加を希望し物品関係入札参加資格者の認定を求める場合は、令和 7 年 5 月19日（月）午後 4 時までに、所定の物品関係入札参加資格審査申請書に関係書類を添えて、以下に記載する受付場所に持参して、入札参加資格の随時審査を受けること。

【入札参加資格審査申請受付場所】

兵庫県出納局物品管理課（神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号）

電話番号(078)341-7711(内線4936) FAX(078)362-3928

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の 4 の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（別紙様式第 2 号。以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 兵庫県内に事業所を有する者であること。県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。

3 入札参加の申込み

- (1) 提出場所
〒661-0047 尼崎市西昆陽 4 丁目 1 - 1
兵庫県動物愛護センター 担当 橋本
電話 (06)6432-4599 FAX (06) 6434-2399
- (2) 提出期間
令和 7 年 5 月12日（月）から令和 7 年 5 月19日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 4 時まで（持参の場合は正午から午後 1 時までを除く。）
- (3) 提出書類
ア 申込書を作成の上、上記(1)に直接持参又は郵送すること。なお、電子入札は実施しない。
イ 前記 2 (1) の事実を確認するため、県が登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写しを申込書に添付すること。前記 2 (1) のただし書きに該当する者は、「物品関係入札参加

資格審査申請書受付票」(出納局物品管理課の受付印があるもの。)でもって代替とする。

(4) 入札参加資格の確認

ア 入札に参加できる者の確認基準日は、上記(2)の最終日とする。

イ 入札参加資格の有無については、提出のあった申込書及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和7年5月22日(木)までに文書(一般競争入札参加資格確認通知書)により通知する。

については、返信用封筒(定型長3)を入札参加申込書に添えて提出すること。返信用封筒には、110円切手を貼付し、返信先の住所を記載しておくこと。

(5) その他

ア 申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ 提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書及び関係書類は、返却しない。

エ 申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

4 仕様確認及び仕様書等に関する質問

(1) 入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。また、仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書を提出すること。

ア 受付期間

持参の場合は、令和7年5月12日(月)から同年5月19日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の毎日午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)の間に提出すること。

イ 受付場所

兵庫県動物愛護センター総務課(尼崎市西昆陽4丁目1-1)

電話番号(06)6432-4599 FAX(06)6434-2399

ウ 提出書類

(ア) 仕様確認

① 仕様確認申込書

② 仕様を満たしていることを確認できるカタログ等

(イ) 質問

① 仕様等に関する質問書

エ 提出方法

持参、郵送またはFAXにより提出すること。

(郵送の場合は、令和7年5月19日(月)午後4時必着。FAX送信の場合は上記イの連絡先へ電話連絡のうえ送信すること。)

オ 確認の結果

令和7年5月22日(木)午後5時までに、入札者に通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オにより承認された物品について入札すること。

5 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

6 契約条項を示す場所及び日時

兵庫県動物愛護センター 総務課(尼崎市西昆陽4丁目1-1)

令和7年5月12日(月)から令和7年5月19日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

7 入札・開札の日時及び場所

(1) 日時 令和7年5月27日(火) 午前11時

(2) 場所 兵庫県尼崎市西昆陽4丁目1-1 兵庫県動物愛護センター 愛護館多目的ホール

(3) 前記 3 (4) イの一般競争入札参加資格確認通知書の写しを当日持参すること。

8 入札書の提出方法

入札書は、入札日時に入札箱に投入すること。ただし、郵便(書留又は簡易書留郵便に限る。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による場合は、次の方法によること(開札の日に立会いできない入札者で、あらかじめ入札書を持参する場合(以下「持参」という。)も同様とする)。

(1) 大型サイズの封筒を用いて必ず書留又は簡易書留扱いとし、以下のものを同封すること。

ア 氏名を表記した封筒で封印した入札書

なお、開札の日に立会いできない入札者で再度入札にも参加を希望するときは、「初度入札」と「再度入札」の入札書を作成し、それぞれ別封筒に封入し、氏名とともに必ず「初度入札」、「再度入札」の区別を記入すること。

イ 入札保証金を求める場合、下記10(1)の入札保証金を納入したことを証する書類又は入札保証保険証書

ウ 前記 3 (4) イの一般競争入札参加資格確認通知書の写し

(2) 上記(1)の書類が令和7年5月26日(月)午後5時までに前記 3 (1)の場所に必着のこと。

(3) 持参又は郵送等により入札書を提出した者のうち、提出した入札書が1通のみの場合は初度入札のみに参加希望とみなし、再度入札が実施される場合はこれを辞退したものとみなす。

(4) 名簿に登載されていない者で前記 2 (1)のただし書きの申請を行った者が、資格審査の終了前に入札書を提出した場合は、その者が入札の日時までに「一般競争入札に参加する者に必要な資格等(昭和41年兵庫県告示第149号)」に基づく資格を有すると認められなければ受理できない。

9 入札書の作成方法

(1) 入札書は、日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。

(2) 入札書は、所定の別紙様式によること。

(3) 入札書の記載に当たっては、次の点について留意すること。

ア 件名は、前記 1 (1)に示した件名とする。

イ 年月日は、入札書の提出日とする。

ウ 入札者の氏名及び押印は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とし、また、印章は兵庫県に届出のものとする。

エ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名の表示並びに当該代理人の氏名及び押印があること。

(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額(月額)の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。

(5) 入札執行回数は、2回を限度とする。

(6) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金の納入を求める場合、契約希望金額(入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間36箇月を乗じた額)の100分の5以上の額の入札保証金を令和7年5月26日(月)正午までに納付しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出するとき。

保険期間は、本件入札の参加申込後で、令和7年5月27日(火)以前の任意の日を開始日とし、令和7年6月6日(金)以降の任意の日を終了日とすること。入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額(入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間36箇月を乗じた額)の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となる。

イ 国（公社・公団を含む）、地方公共団体等との間の契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、その者がその契約を締結しないこととなる恐れがないと認められ、入札保証金免除申請書を入札参加申込時に提出するとき。

(2) 契約保証金

契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間36箇月を乗じた額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間36箇月を乗じた額）が200万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

11 開札

開札は、入札執行後直ちに、入札者又はその代理人を立ち合わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

12 無効とする入札

- (1) 前記2の入札参加資格がない者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前記2に掲げる入札参加資格のない者のした入札は、無効とする。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

13 落札者の決定方法

- (1) 前記1の物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。
なお、入札書を郵送した者にあつては、立会人がくじを引くこととする。
- (3) 予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札をする。この場合において、開札日に立会できない入札者で郵送等により入札書を提出した者を除く、すべての入札者又はその代理人が立会っている場合にあつては直ちに、再入札をする。
- (4) 再度の入札をしても落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

14 入札に関する条件

- (1) 入札書は、所定の日時及び場所に持参、郵送等すること。
- (2) 入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）を求める場合、所定の日時までに納付されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和7年6月6日（金）までであること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (6) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
なお、代理人が入札する場合は、入札書に代理人の氏名及び押印があること。
- (7) 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- (8) 入札金額は、総金額を36箇月で割ることにより算出した月額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記入すること。
- (9) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (10) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者。

イ 初度の入札において、(1)から(9)までの条件に違反し無効となった入札者のうち(1)、(4)又は(5)に違反して無効となった者以外の者。

15 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

16 契約書の作成

- (1) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内に契約担当者に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により7日以内に提出できない場合は、契約担当者の承認を受けること。
- (2) (1)の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。
- (3) 契約書は、2通作成し、双方各1通保有する。
- (4) 契約書の作成に要する費用は、すべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。
- (5) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が、入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

17 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。
なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

18 その他の注意事項

- (1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。
- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- (3) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には、「ア 暴力団又は暴力団員に該当しないこと、イ 暴力団及び暴力団員と密接な関係に該当しないこと、ウ ア・イに該当することとなった場合は契約を解除し、違約金の請求等についても異議を述べないこと」を旨とする誓約書の提出を求める。

19 調達事務担当事務所

兵庫県動物愛護センター総務課
電話番号 06-6432-4599
所在地 〒661-0047 尼崎市西昆陽4丁目1-1